

議案第33号

加西市都市計画マスタープランの中間見直しについて

加西市都市計画マスタープランの中間見直しについて、加西市議会基本条例（平成22年加西市条例第14号）第11条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月28日提出

加西市長 西村 和平

(審議資料)

平成 28 年 3 月に第 5 次加西市総合計画が後期基本計画として修正されたことを受け、そこで示された具体的な目標の実現に向け、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 の規定に基づき、加西市都市計画マスタープランについて土地利用に関する項目の中間見直しを行うため、加西市議会基本条例第 11 条の規定により、議会の議決を求めるもの。  
(後掲の政策等の形成過程説明資料参照)

政策等の形成過程説明資料

平成30年3月定例会

議案等の件名	議案第33号	政策等の区分	①計画 ・ 事業 ・ 条例
	加西市都市計画マスタープランの中間見直しについて		その他( )

①【政策等を必要とする理由】

加西市都市計画マスタープランは、都市計画法に基づき、「第5次加西市総合計画」や「東播磨地域都市計画区域マスタープラン」「加西市国土利用計画」の上位計画に即しつつ、加西市における将来の都市計画に関する基本的な方針を明らかにすることを目的とし、平成17年3月に策定し、平成24年3月に改訂した。  
その後、第5次加西市総合計画の後期基本計画としての見直し(平成28年3月)、加西市地域創生戦略の策定(平成27年10月)を受けて、上位計画で位置付けられた人口減少の対策、産業立地の促進など、5万人都市の再生に向けた都市計画の方向性との整合を図るため、本マスタープランの中間見直しを実施する。

②【検討した他の政策等の内容】

- ・第5次加西市総合計画後期基本計画(平成28年3月)
- ・東播磨地域都市計画区域マスタープラン(平成28年3月)
- ・加西市国土利用計画(平成24年3月)
- ・加西市地域創生戦略(平成27年10月)
- ・加西市産業振興計画(平成29年3月)

③【他の自治体の類似する政策との比較】

東播都市計画区域に位置する10市町については、全市町策定済み。  
三木市 平成23.2 策定  
小野市 平成29.2 改訂  
西脇市 平成22.3 策定、平成31年3月改訂予定  
加東市 平成21.11 策定、平成31年3月改訂予定  
加西市 平成24.3 改訂、平成30年3月中間見直し予定

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	
基本計画	

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	
策定年度	
計画期間	

⑤【関連する法令及び条例、規則】

- ・都市計画法
- ・加西市議会基本条例

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源
				0

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

⑧【市民参加の状況】

①有 ・ 無 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

平成29年11月29日～12月22日 パブリックコメント実施(意見無し)  
12月8日 市民説明会実施 都市計画マスタープランの内容説明(1名出席)

⑨【政策の効果予想】

5万人都市の再生に向けて効果的な人口増対策としては、医療や福祉、教育、産業等のそれぞれの分野における取組の積み上げが必要不可欠と考えます。  
加西市都市計画マスタープランは、最上位計画である「第5次加西市総合計画 後期基本計画」の構想を実現するため、都市計画に関する基本的な方針を明らかにし、長期的な見通しをもってまちづくりの具体性のある将来ビジョンを定めたものです。  
特に、地域創生戦略で重点施策とされ、総合計画の後期基本計画で新たに位置付けられた、産業団地の整備、住宅分譲地の整備、魅力ある商業施設の誘致などの実現については、都市計画マスタープランの位置づけが重要となります。  
地域の絆を大切に、ふるさと加西の底力を引き出し、5万人都市の再生を目指します。

担当部局	担当課	添付資料の有無
都市整備部	都市計画課	①有 ・ 無